

事 務 連 絡

平成22年6月22日

都道府県労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長補佐（業務担当）

船員に係る保険給付の請求人等の負担軽減のための全国健康保険協会との連携について

船員に係る保険給付については、労災保険給付に加え船員保険給付として上乗せ給付又は独自の給付が行われ、船員保険の給付事務は全国健康保険協会（略称：「協会けんぽ」）船員保険部（所在地：東京都千代田区富士見 2-7-2 ステージビルディング 14 階）において行われているが、労災保険給付及び船員保険給付についての相談・請求書等送付が誤って他方になされることが想定されるところであり、労働基準監督署に船員保険の相談・申請書送付がなされた場合の取り扱いについては「労災保険給付事務取扱手引（船員分）」32 ページ「3 請求人等の負担軽減」において示しているが、労災保険の請求書が全国健康保険協会船員保険部及び同協会都道府県支部に提出されることも想定されるため、労働基準監督署と全国健康保険協会相互の相談・請求書等の回送等の連携について、全国健康保険協会船員保険部と協議の上、下記のとおり定めたので適切に対応されたい。

記

- 1 労働基準監督署に船員保険に係る相談または申請書の提出があった場合の対応
「船員保険給付事務手引（船員分）」32 ページ「3 請求人等の負担軽減」の①～③により対応することとするが、①で使用するリーフレットについては、当面、すでに配布済みの「船員の皆様へ」等を使用して説明し、船員保険について詳細な説明を求められた場合は、全国健康保険協会船員保険部の電話番号、HP（<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/15.html>）等を教示すること。
また、②により、全国健康保険協会に船員保険の申請書を回送する場合、必ず申請者に回送する旨の電話等連絡を行うこと。ただし、監督署に持参した場合であって、すでに直接口頭で回送する旨説明済みの場合は改めて電話等連絡を行う必要はない。

なお、現時点で、③については、申請書様式はHPに登載されているので、適宜ダウンロード・プリントアウトして請求人等の便宜をはかること（白黒でプリントアウトした様式も使用可）。

2 全国健康保険協会船員保険部及び同協会都道府県支部に労災保険に係る相談又は請求書の提出があった場合の対応

全国健康保険協会船員保険部及び同協会都道府県支部に労災保険に係る相談又は請求書の提出があった場合は、別添【参考3】船員保険部長通知のとおりであるので了知されたい。

なお、請求書の回送を受けた労働基準監督署は、請求書を受理し、請求人に対して請求書を受理した旨電話等により速やかに連絡すること。

3 その他

(1) 上記2の連携を円滑にするため、全国健康保険協会に対し、全国の労働基準監督署の管轄区域、住所、電話番号が記載された一覧表を提供済みである。

(2) 今後、全国健康保険協会のHPに船員保険の申請書の記載例やリーフレットが登載された場合、その旨メール等により情報提供する予定である。

【参考 1】 「労災保険給付事務取扱手引（船員分）」（P 32）抜粋

Ⅱ 労災保険の保険給付の調査及び審査等

第 1 調査に当たっての留意事項等

3 請求人等の負担軽減

船員に係る保険給付については、前述のとおり、統合後は労災保険給付に相当するものは労災保険から行われること、船員保険独自の給付又は上乗せ給付については協会けんぽ船員保険部で行われること、さらに統合前に支給事由が生じたものは、協会けんぽ船員保険部から行われることと複雑なものとなっている。

そこで、船員保険の給付を行う協会けんぽ船員保険部、船員保険の資格得喪・適用徴収を行う年金事務所及び労災保険給付等を行う監督署又は労働局は、連携して次のとおり、取り組みを行うことにしているので、懇切丁寧な対応に努めること。

- ① 船員から相談があった場合には、船員保険の上乗せ給付分も含めて保険給付の概要及び提出先等について統一説明用リーフレットを用いて説明する。
- ② 船員保険に係る請求書の提出があった場合には、写しに受付印を押印の上、協会けんぽ船員保険部に簡易書留で回送する。

なお、当該処理を行う請求書については、受付簿に必要な事項を記載の上、請求書の写しを綴っておく。

- ③ 船員から、船員保険に係る請求書の記載方法等について説明を求められた場合には、協会けんぽ作成のリーフレットを手交する。

なお、協会けんぽ船員保険部に提出すべきものが監督署に提出があった場合においても回送すること等から、船員が所属する船舶に係る事業場の所在地を管轄する監督署（以下「所轄監督署」という。）以外の監督署に労災保険給付の請求書が提出された場合においても、所轄監督署に回送すること。

【参考2】労働基準監督署及び全国健康保険協会間の請求書の回送に係る連携について

労働基準監督署

【回送】

全国健康保険協会船員保険部に労災の請求書が提出された場合及び都道府県支部から労災の請求書が回送された場合は、①写しをとり受付印押し保存、②請求人へ回送する旨連絡、③原本を簡易書留で所轄の労働基準監督署へ回送。

【教示】

全国健康保険協会都道府県支部の窓口で労災の請求書が提出された場合で、提出先が近隣の労働基準監督署であり、請求人が持ち帰りを希望した場合は、所轄監督署の所在地、電話番号等を教示する。

【回送】

労働基準監督署に、船員保険の上乗せ給付等の請求書が提出された場合は、請求人が持ち帰りを希望しない限り、お預かりし、①写しをとり受付印押し保存、②受付簿記入、③請求人へ回送する旨連絡、④原本を簡易書留で全国健康保険協会船員保険部へ回送。

【回送】

全国健康保険協会都道府県支部に労災の請求書が郵送された場合又は窓口で提出され回送を希望した場合は、①写しをとり受付印押し保存、②原本を簡易書留で全国健康保険協会船員保険部へ回送。

(※全国健康保険協会船員保険部経由で、所轄監督署へ回送する。)

全国健康保険協会

船員保険部

(東京都千代田区)

全国健康保険協会

都道府県支部

(全国47力所)

【参考3】全国健康保険協会船員保険部長通知

事 務 連 絡

平成22年6月22日

全国健康保険協会支部長 殿

全国健康保険協会船員保険部長

船員保険に係る保険給付の申請者等の負担軽減のための労働基準監督署との連携について

船員保険においては、労働者災害補償保険（以下「労災保険」といいます。）による保険給付と併せて船員の職務上の事由又は通勤による疾病、負傷、障害又は死亡に関して保険給付を行うこととなっており、当該給付事務は船員保険部において行っています。今般、船員保険給付及び労災保険給付についての全国健康保険協会（以下「協会」といいます。）と労働基準監督署（以下「監督署」といいます。）相互の相談・申請書等の回送等の連携について、厚生労働省労働基準局と協議の上、当面の取扱いを下記のとおり定めましたので適切に対応していただきますようお願いします。

記

1 協会に労災保険に係る相談又は請求書の提出があった場合の対応

(1) 船員保険部での対応

相談者が労災保険の手続きについて詳細な説明を希望した場合や様式配付を希望した場合は、所轄の監督署の連絡先（電話番号等）を教示します。

労災保険の請求書が郵送された場合又は窓口に出され回送を希望した場合は、事業主証明欄等で所轄監督署を確認のうえ事前連絡し、写しをとり写しに受付印を押印し、請求人に対して回送する旨と当該監督署連絡先を連絡した上で、原本を簡易書留で所轄監督署あて速やかに回送します。

(2) 協会支部での対応

相談者が労災保険の手続きについて詳細な説明を希望した場合や様式配付を希望した場合は、所轄の監督署の連絡先（電話番号等）を教示することとします。

労災保険の請求書が郵送された場合又は窓口に出され回送を希望した場合は、写しをとり写しに受付印を押印し、原本を簡易書留により船員保険部に速やかに回送し、船員保険部は上記（1）と同様の手順で所轄監督署あて回送します。提出先が近隣の監督署である場合等で請求人が持ち帰りを希望した場合は所轄監督署の

所在地、電話番号等を教示することとします。

2 監督署に船員保険に係る相談または申請書の提出があった場合の対応

監督署に船員保険に係る相談又は申請書の提出があった場合は、以下の通り対応することとなっています。

- ① 船員から相談があった場合には、船員保険の上乗せ給付分も含めて保険給付の概要及び提出先等についてリーフレットを用いて説明します。
- ② 船員保険に係る申請書の提出があった場合には、写しをとり写しに受付印を押印の上、船員保険部に簡易書留で回送します。

なお、当該処理を行う請求書については、受付簿に必要な事項を記載の上、申請書の写しを綴っておきます。

また、船員保険部に船員保険の申請書を回送する場合、必ず申請者に回送する旨の電話等連絡を行います。

- ③ 船員から、船員保険に係る申請書の記載方法等について説明を求められた場合には、リーフレット等を使用して説明し、船員保険について詳細な説明を求められた場合は、船員保険部の電話番号、協会ホームページ等を教示します。

また、申請書様式はホームページに登載されているので、適宜ダウンロード・プリントアウトして請求人等の便宜をはかります。

3 その他

全国の監督署の管轄区域、住所、電話番号が記載された一覧表を別添のとおり送付するので、上記1の連携を円滑にするため活用していただきますようお願いします。

【参考4】全国健康保険協会所在地一覧

全国健康保険協会 船員保険部

〒102-8016 東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング14階
電話:03-6862-3060(代表) FAX:03-6862-3066

全国健康保険協会支部

支部名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
北海道	〒060-8524	札幌市北区北7条西4-3-1 新北海道ビル	011-726-0352	011-726-0380
青 森	〒030-8552	青森市長島2-25-3 ニッセイ青森センタービル	017-721-2799	017-721-2668
岩 手	〒020-8508	盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル	019-604-9009	019-604-9117
宮 城	〒980-8561	仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル	022-714-6850	022-714-6857
秋 田	〒010-8507	秋田市川元山下町5-21	018-883-1800	018-883-1544
山 形	〒990-8587	山形市幸町18-20 JA山形市本店ビル	023-629-7225	023-629-7217
福 島	〒960-8546	福島市栄町6-6 NBFユニックスビル	024-523-3915	024-523-3841
茨 城	〒310-8502	水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル	029-303-1500	029-303-2100
栃 木	〒320-8514	宇都宮市大通り1-4-22 住友生命宇都宮第2ビル	028-616-1691	028-616-1535
群 馬	〒371-8516	前橋市本町2-2-12 前橋本町スクエアビル	027-219-2100	027-219-2106
埼 玉	〒330-8686	さいたま市大宮区土手町1-49-8 G・M大宮ビル	048-658-5919	048-658-6061
千 葉	〒260-8645	千葉市中央区富士見2-20-1 日本生命千葉ビル	043-308-0521	043-308-0633
東 京	〒141-8585	品川区大崎5-1-5 高德ビル	03-5759-8025	03-5759-8036
神奈川	〒240-8515	横浜市保土ヶ谷区神戸町134 横浜ビジネスパークイーストタワー	045-339-5533	045-339-5575
新 潟	〒950-8613	新潟市中央区弁天3-2-3 ニッセイ新潟駅前ビル	025-242-0260	025-242-0280
富 山	〒930-8561	富山市神通本町1-1-19 富山駅西ビル	076-431-6155	076-431-6158
石 川	〒920-8767	金沢市南町4-55 住友生命金沢ビル	076-264-7200	076-264-7206
福 井	〒910-8541	福井市大手3-4-1 福井放送会館	0776-27-8300	0776-27-8306
山 梨	〒400-8559	甲府市丸の内3-32-12 甲府ニッセイスカイビル	055-220-7750	055-220-7757
長 野	〒380-8583	長野市南長野西後町1597-1 長野朝日八十二ビル	026-238-1250	026-238-1257
岐 阜	〒500-8667	岐阜市橋本町2-8 濃飛ニッセイビル	058-255-5155	058-255-5165

静 岡	〒420-8512	静岡市葵区日出町2-1 田中産商第一生命共同ビル	054-275-6601	054-275-6609
愛 知	〒461-8515	名古屋市東区葵1-13-8 アーバンネット布池ビル	052-979-5190	052-979-5217
三 重	〒514-1195	津市久居新町3006 ポルタひさい南棟	059-254-6688	059-254-5535
滋 賀	〒520-8513	大津市梅林1-3-10 滋賀ビル	077-522-1099	077-522-1138
京 都	〒604-8508	京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町634 カラスマプラザ21	075-256-8630	075-256-8670
大 阪	〒541-8549	大阪市中央区平野町2-3-7 アーバンエース北浜ビル	06-6201-7070	06-6201-7080
兵 庫	〒651-8512	神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館	078-252-8701	078-252-8712
奈 良	〒630-8535	奈良市大宮町7-1-33 奈良センタービル	0742-30-3700	0742-30-3670
和歌山	〒640-8516	和歌山市六番丁5 和歌山第一生命ビル	073-421-3100	073-421-3116
鳥 取	〒680-8560	鳥取市扇町58 ナカヤビル	0857-25-0050	0857-25-0061
島 根	〒690-8531	松江市学園南1-2-1 くにびきメッセ	0852-59-5139	0852-59-5352
岡 山	〒700-8506	岡山市北区本町6-36 第一セントラルビル	086-803-5780	086-803-5750
広 島	〒732-8512	広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル	082-568-1011	082-568-1130
山 口	〒754-8522	山口市小郡下郷312-2 山本ビル第3	083-974-0530	083-974-0534 (代表) 083-974-1503 (保健サービス)
徳 島	〒770-8541	徳島市沖浜東3-46 Jビル西館	088-602-0250	088-602-0717
香 川	〒760-8564	高松市鍛冶屋町3 香川三友ビル	087-811-0570	087-811-4550
愛 媛	〒790-8546	松山市三番町7-1-21 ジブラルタ生命松山ビル	089-947-2100	089-947-2133
高 知	〒780-8501	高知市本町4-2-40 ニッセイ高知ビル	088-820-6010	088-820-6023
福 岡	〒812-8670	福岡市博多区上呉服町10-1 博多三井ビルディング	092-283-7621	092-283-7629
佐 賀	〒840-8560	佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル	0952-27-0611	0952-27-0617
長 崎	〒850-8537	長崎市万才町3-5 朝日生命長崎ビル	095-829-6000	095-829-6010
熊 本	〒862-8520	熊本市水前寺1-20-22 水前寺センタービル	096-340-0260	096-340-0377
大 分	〒870-8570	大分市東春日町1-1 NS大分ビル	097-514-3077	097-514-3152
宮 崎	〒880-8546	宮崎市橋通東1-7-4 第一宮銀ビル	0985-35-5364	0985-35-5393
鹿児島	〒892-8540	鹿児島市金生町4-10 アーバンスクエア鹿児島ビル	099-219-1734	099-219-1743
沖 縄	〒900-8512	那覇市旭町114-4 おきでん那覇ビル	098-951-2211	098-951-2295

(別添)

基労補発0624第1号

平成22年6月24日

国土交通省海事局

運航労務課長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課長

船員保険と労災保険統合に伴う連携に係る事務処理について

船員保険と労災保険の統合に関し、「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）」が成立され、平成22年1月1日より施行されたところである。

今回の労働者災害補償保険法改正において、船員に係る労働災害の予防を所掌する貴省と労働災害の補償を所掌する当省との間に、船舶所有者及び船員に対する監督・指導を行うよう要請を行うとともに、当該監督・指導において得られた情報等を必要に応じて、提供してもらうための連携規定が設けられたところである（労災保険法第49条の2及び第49条の3）。

平成22年1月1日以降、船員に対する労災保険給付の適正な支払を確保するために必要となる調査のうち、貴省の権限に属する部分については、当省から貴省に対し協力をお願いすることとなるが、その的確な実施のため、当省において別添のとおり各都道府県労働局に対し指示することとしているので、これらについて御了知の上、関係機関に対する周知及び協力方お願いする。

被災状況調査照会書

1. 災害発生状況等について

・ 災害発生状況

・ 災害発生原因（所見）

2. 災害原因に係る直接の船員法違反の有無

有 ・ 無 ・ 不明

3. 当該法違反に係る措置の程度

4. 送検の有無

有 ・ 無

5. 有の場合、送検した船員法及び関係省令の条文

6. その他 ()

※不要な項目がある場合あらかじめ横線で抹消しておくこと。